

LINE 法人向けサービス「LINE ポイントコード」個別約款

第 1 条 (約款の適用)

1. LINE 法人向けサービス「LINE ポイントコード」個別約款 (以下「個別約款」といいます。)は、LINE ヤフー株式会社 (以下「当社」といいます。)が契約者に提供する「LINE ポイントコード」サービス (以下「本サービス」といいます。)の利用について定めるものです。
2. 個別約款は、「LINE 法人向けサービス基本約款」(以下「基本約款」といいます。)とあわせて適用され、基本約款と個別約款の内容が異なる場合は、個別約款が優先して適用されます。

第 2 条 (定義)

個別約款において使用する用語は、以下の各号の意味で使用し、定義されない用語は、基本約款の定めによるものとします。

- (1) 「アクティベート日」とは、LINE ポイントコードの発行後、LINE ポイントコードが利用可能な状態となる日として買主が別途指定する日をいいます。
- (2) 「本プロモーション」とは、LINE ポイントコードを利用して契約者が行う自らの商品、サービス等のプロモーションをいいます。
- (3) 「LINE ポイント」とは、当社 (当社のグループ会社を含みます) が運営する LINE ポイントサービスにおいて、当該サービスの利用者に対して当社が付与するポイントをいいます。
- (4) 「LINE ポイントコード」とは、当社が発行する記号と数字との組み合わせによる固有の番号であって、LINE ポイントとの交換が可能な PIN コードをいいます。
- (5) 「利用者」とは、LINE ポイントコードを使用して、LINE ポイントコードと LINE ポイントの交換を行う LINE ポイントサービスのユーザー (潜在的なユーザーを含みます。)をいいます。

第 3 条 (契約の成立)

1. 契約者は、当社に対して、当社が別途指定する様式により、本サービスに申し込む (以下「本申込み」といいます。)ものとします。
2. 当社は、本申込みを承諾する場合は、承諾する旨を契約者に通知するものとし、当該通知が契約者に発信された時に、本サービスの利用に係る契約 (以下「本契約」といいます。)は成立します。なお、当社は、当該通知を第 4 条第 1 項に基づく請求書の発送に代えることができます。

第 4 条 (代金の支払い)

1. 当社は、本申込みを受領し、当該申込みを承諾した場合は、契約者に対して請求書を発送する方法にて、LINE ポイントコードの代金を請求するものとします。
2. 契約者は、当社に対して、前項に基づく請求書に記載された金額を、あらかじめ当社が指定した時期及び方法にて、支払うものとします。なお、当該支払いに要する手数料は、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、理由の如何を問わず、前項に基づき当社に支払った代金が一切返還されないことを、あらかじめ承諾します。

第 5 条 (LINE ポイントコードの発行)

1. 当社は、当社が別途指定した時期において、契約者に対し、LINE ポイントコードを発行します。
2. 当社は、契約者に対し、テキストファイル形式 (.txt) にて、本申込み時に指定された電子メールアドレス (以下「本件電子メールアドレス」といいます。) に送信する方法にて、LINE ポイントコードを送信するものとします。
3. 当社は、契約者に対し、本件電子メールアドレスに送信する方法にて、当該テキストファイルに係るパスワード (以下「本件パスワード」といいます。) を送信するものとします。これと同時に、当社は、契約者に対し、LINE ポイントコードの到着予定日 (以下、単に「到着予定日」といいます。) を通知します。
4. 前二項に定める LINE ポイントコード及び本件パスワードの送信完了をもって、LINE ポイントコードの発行の完了とします (以下、納品が完了した日を「納品日」といいます。)
5. 契約者は、当社に対し、到着予定日から 7 日以内に、LINE ポイントコードの受領通知又は不着通知を行うものとします。到着予定日から 7 日が経過するまでにいずれの通知も当社に到達しない場合、LINE ポイントコードの発行が完了したものとみなします。

第 6 条 (LINE ポイントコードの配布・利用)

1. 契約者は、利用者に対し、次の各号に該当する形式にて、LINE ポイントコードを配布することができません。但し、当社が承諾した場合はこの限りではありません。
 - (1) 利用者への販売その他有償での LINE ポイントコードの配布
 - (2) 利用者を除く第三者への LINE ポイントコードの譲渡 (有償、無償を問わない。)
 - (3) 不当景品類及び不当表示防止法、資金決済に関する法律その他の法令に反する LINE ポイントコードの配布
2. 契約者は、LINE ポイントコードを利用したサービスを利用者に提供する場合、利用者

が不正な方法 (LINE ポイント利用規約 6.(1)①から⑥までに定める行為を含みますが、これらに限りません。) により LINE ポイントコードを取得できないようにしなければなりません。利用者が不正な方法により LINE ポイントコードを取得した場合であっても、当社は、LINE ポイントコードの代金を返還しません。

3. 第 1 項第 2 号の定めにかかわらず、契約者は、当社があらかじめ承諾した代理店その他第三者 (以下「代理店等」といいます。) を通じて、利用者に対し、LINE ポイントコードを配布することができます。この場合、契約者は、代理店等に対し、自らが本契約において負うのと同等の義務と責任を課すものとします。契約者は、代理店等が当社に対して損害を与えた場合、代理店等と連帯して当社に対して責任を負うものとします。
4. LINE ポイントコードの利用期限は、アクティベート日から 2 年とします。当該利用期限を経過した LINE ポイントコードは、LINE ポイントへの交換ができずに失効します。当社は、当該失効について、第 4 条に基づき受領した対価の返還その他の金銭填補を行いません。
5. 契約者は、LINE ポイントコードを配布した利用者に対して、LINE ポイントコードから LINE ポイントへの交換方法、LINE ポイント利用規約に基づく LINE ポイントの利用方法その他当社が指定する告知を行うものとします。
6. 当社は、契約者が uid 提供オプションを利用する場合等、契約者に対して利用者の個人データを提供する場合があります。契約者は、代理店等を通じて利用者の個人データを受領することができます。その場合、契約者は代理店等に対し、自らが本契約において負うのと同等の義務と責任を課すものとします。

第 7 条 (LINE ポイントコード等の滅失)

1. 納品日前までに生じた LINE ポイントコード又は本件パスワードの滅失は、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、当社が負担するものとします。当社は、かかる場合、当社の責任と費用の負担において、LINE ポイントコード又は本件パスワードの再発行その他当社が指定する措置を行うものとします。
2. 納品日以降 (納品日当日を含みます。) に生じた LINE ポイントコード又は本件パスワードの滅失は、当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、契約者が負担するものとします。

第 8 条 (適法性の確認)

1. 契約者は、本申込みを行った時点において、本プロモーションを行うことが適法であることを、本プロモーションを規制することが合理的に予測される行政機関に事前に問い合わせをし、確認したことを表明し、保証します。なお、契約者は、規制する法律がない場合、かかる確認義務を負いません。

2. 契約者は、本プロモーションの実施後も、本プロモーションを実施することの適法性について、継続して確認するものとします。
3. 契約者が前二項に定める確認義務を怠り、本プロモーションを実施することが違法と判明した場合、当社は、直ちに本サービスを停止又は中断することができ、かかる停止又は 中断に関して契約者に生じた損害については何ら責任を負いません。また、本プロモーションの実施が違法であった場合において、当社に生じた損害、損失又は費用及び当社が第三者に対して負担することになった損害賠償金相当額（弁護士費用を含みますが、これに限りません。）について、契約者は、当社に直ちに全額賠償するものとします。

第 9 条（契約者の遵守事項）

契約者は、当社から個人情報の提供を受ける場合、個人情報の取り扱いについて OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を講じるものとします。

最終改訂日：2023 年 10 月 1 日